

## 「信頼」に関する学際的研究の一動向

石川 博康  
学習院大学法学部

2004年9月

## 1. はじめに

「信頼 (trust)」は、この 10 年ほどの間に集中的な学際的研究の対象とされてきたテーマの 1 つである。信頼するというものの意味自体に関して様々な立場から議論が展開されており、信頼に関する議論を整理することさえ容易な作業ではないものの、そのように信頼という概念が広がり多様性を有しているということのみを考慮しても、研究分野の垣根を超越したより広い視野からの考察が求められていることに疑いはない。方法論的な関心としても、経済学、心理学、生物学などに依拠した学際的な方法により何が分析でき、また何が分析できないのかについての示唆を得る上でも、この「信頼」に関する学際的研究は格好の素材であると言えよう。本稿は、そのような信頼に関する学際的研究の現状について、従来の理論社会学における信頼研究との関係 (2)、ラッセル・セージ財団の研究助成による学際的な信頼研究プロジェクトの成果 (3)、とりわけ、信頼と互酬性に関する共同研究 (3-1)、信頼概念につき「カプセル入りの自己利益」としての信頼という興味深いテーゼを掲げるハーディンの信頼理論 (3-2) といった諸点に焦点を当てつつ、以下、検討を行うことにする。

## 2. 「信頼」への理論社会学からのアプローチ

戦後の社会学において、信頼は「社会学ではしばしば言及されていても決して正面から取り上げられることのない概念<sup>1</sup>」であったとされる。エスノメソドロジーからの信頼研究<sup>2</sup>や近時隆盛しつつある社会心理学からの信頼研究の萌芽的な試み<sup>3</sup>などが存在していたものの、社会学における信頼について包括的な研究は、理論社会学の立場から、とりわけルーマン (Luhmann) やギデンズ (Giddens) といった論者によって展開された<sup>4</sup>。

### 2-1. ルーマンの信頼理論

ルーマンによって信頼に関する包括的な議論が展開されたのは、1968年初版の『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』<sup>5</sup>においてである<sup>6</sup>。ルーマンによる信頼理論に関しては、信頼が果たす社会的機能に着目するという機能的分析がその基礎に置かれていることがまず注目される。それは、a prioriな「存

<sup>1</sup> 千葉隆之「信頼の社会的解明に向けて」年報社会学論集 9号 212頁 (1996年)。

<sup>2</sup> 特に、エスノメソドロジーの創始者であるガーフィンケルによる Harold Garfinkel, A Conception of, and Experiments with, "Trust" as Condition of Stable Concerted Actions, in: O. J. Harvey (ed.), *Motivation and Social Interaction: Cognitive Determinants*, 1963 を参照のこと。

<sup>3</sup> 囚人のディレンマに関する実験研究を基礎とした社会心理学からの信頼研究の先駆的業績として、Dean G. Pruitt and Melvin J. Kimmel, Twenty Years of Experimental Gaming: Critique, Synthesis, and Suggestions for the Future, *Annual Review of Psychology*, 28, pp.363-392 がある。

<sup>4</sup> その他、バーバーによる信頼研究 (Bernard Barber, *The Logic and Limits of Trust*, 1983) が比較的知られているが、これに関しては、山岸俊男『信頼の構造：こころと社会の進化ゲーム』33頁以下 (東京大学出版会・1998年)、長岡成夫「信頼」新潟大学教育人間科学部紀要第5巻第1号 77頁以下 (2002年) などを参照のこと。

<sup>5</sup> Niklas Luhmann, *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 1963 (2.Aufl., 1973) (ニクラス・ルーマン [大庭健=正村俊之訳]『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』[勁草書房・1990年])。

<sup>6</sup> ルーマンの信頼に関するより近時の論稿としては、Niklas Luhmann, Familiarity, Confidence, Trust: Problems and Alternatives, in: Diego Gambetta (ed.) *Trust: Making and Breaking Cooperative Relations*, 1988, pp.94-107 がある。

在」として信頼を想定しないということであり、また一定の問題に準拠してある事象の機能を考察するということである。ここでの信頼の機能的分析において準拠される問題は、複雑性 (Komplexität)、すなわちシステム形成によって可能となる可能的事態の多様度である<sup>7</sup>。つまり、そのような意味での社会的な事象の複雑性を縮減するという機能を果たす社会的メカニズムのうちの一つ<sup>8</sup>が、ルーマンの理解する「信頼」なのである。ある期待される将来の事象のために、それ以外の事象の可能性を制限して行動するというリスクを引き受けること、これがルーマンにおける信頼概念の本質であると表現することもできよう<sup>9</sup>。

さて、このような特徴において理解されるルーマンの「信頼」概念は、さらに人格的信頼とシステム信頼とに分化される<sup>10</sup>。人格的信頼とは、他者との関わり合いの中でその他者の人格に対して形成される信頼、すなわち人格的システム (他者) に対する信頼である<sup>11</sup>。この人格的信頼に関しては、新たに出会う個々の人格的システムについての個別的な学習が必要であり、準拠システム (自己の属するシステム) に対する負荷が大きいものとなる反面、信頼状況に対する改変の余地が準拠システムの側に広く残されており、結果としてこの人格的信頼自体も準拠システムにおいて比較的容易にコントロールされ得る、という特徴が認められる。それに対し、システム信頼とは、貨幣制度や公権力などの非人格的なシステムに対する信頼であり、分化の進行した複雑な社会においてはこのシステム信頼がより一層重要な役割を果たすことになる。すなわち、人格的信頼からシステム信頼への転換は、社会の文明化の過程に他ならないのである<sup>12</sup>。このシステム信頼は社会システムによるコントロールを強く受けているため、システム信頼に関する学習は容易かつ自動的になされる反面、信頼状況に対する改変の余地は準拠システムの側にはほとんど残されていないという点で、人格的信頼とは対照的な性質を有している。このように、ルーマンの信頼理論においては、人格的信頼とシステム信頼とが相互に区別され、それぞれ以上のような対照的な性質において描かれているのである。

さて、信頼に関して人格的信頼とシステム信頼とを区別するルーマンの視点が、システム論というルーマン自身が属する理論地平に深く関連付けられたものであることは、改めて指摘するまでもなからう。しかしその視点は、システム論との関係にとどまらない意義とインパクトを持ち得るものである。実際、デュルケームやウェーバーの再解釈等を通じて近代社会の特質の解明を企図するギデنز<sup>13</sup>は、その著書

<sup>7</sup> ルーマン・前掲注(5)6頁。

<sup>8</sup> ルーマンは、複雑な社会秩序にあっては法と信頼とが分離し、それぞれ複雑性縮減のための別個のメカニズムとして機能すると言う (ルーマン・前掲注(5)60頁)。このように、ルーマンにおいては、複雑性縮減のためのメカニズムは信頼のみに限られるものとして理解されてはならず、そのような複雑性縮減のための他のメカニズムとしては、法や組織が挙げられている (ルーマン・前掲注(5)11頁)。

<sup>9</sup> ルーマン・前掲注(5)33頁。

<sup>10</sup> この人格的信頼とシステム信頼との区別という点に着目してルーマンの信頼理論を分析する論稿として、小松丈晃『リスク論のルーマン』92頁以下 (勁草書房・2003年)を参照のこと。

<sup>11</sup> ルーマン・前掲注(5)69頁。

<sup>12</sup> ルーマン・前掲注(5)110頁以下。

<sup>13</sup> ギデنزによるデュルケームおよびウェーバーに関する研究として、Anthony Giddens, *Capitalism and Modern Social Theory: An Analysis of the Writings of Marx, Durkheim and Max Weber*, 1971 (アンソニー・ギデنز [犬塚先訳]『資本主義と近代社会理論：マルクス、デュルケーム、ウェーバーの研究』[研究社出版・1974年]); Anthony Giddens, *Politics and Sociology in the Thought of Max Weber*, 1972 (アンソニー・ギデنز [岩野弘一=岩野春一訳]『ウェーバーの思想における政治と社会学』[未来社・1988年])などがある。

『モダニティの帰結』<sup>14</sup>において、ルーマンによる信頼理論の問題点を指摘しつつそのようなルーマンの試みとは異なった形での信頼の概念化を試みているものの、人格的信頼とシステム信頼とを区別するという視点に関してはむしろ積極的にこれを受容しているのである。

## 2 - 2 . ギデンズの信頼理論

信頼に関するギデンズの基本的視点としては、信頼を具体的状況下での行為選択の際に機能するものとして理解するのではなく、そのような具体的状況を超えた持続的で観念的な状態として理解する点にその特徴がある<sup>15</sup>。ギデンズは、相手の誠実さや愛情、抽象的原理の正しさなどを信じることを「確信 (confidence)」と表現しているが、ギデンズにおいて「信頼」とは、そのような確信の一類型、より具体的には、ある事象や帰結に関して人やシステムを頼りにすることができるという確信である<sup>16</sup>。そして、このように概念化された信頼につき、ギデンズは、ルーマンと同様、人に対する信頼と抽象的システムに対する信頼とを区別している。まず、人に対する信頼は、対面的コミットメント (facework commitments) を必要とし、相手方の誠実さ等の属性と関係するという特徴を持つ<sup>17</sup>。それに対し、抽象的システムに対する信頼は、非対面的コミットメント (faceless commitments) において機能するものであり、システムに関する不確実な知識についての正しさを信じることに基づいているとされる<sup>18</sup>。そしてギデンズにおいては、この抽象的システムに対する信頼こそが、その中でもとりわけ専門家システムに対する信頼が、近代的制度を支える重要なメカニズムとして位置付けられているのである<sup>19</sup>。この抽象的システムに対する信頼によって、近代社会の有する脱事実的で未来志向的な性質が主として形成されている、というのである<sup>20</sup>。

ギデンズがこのように専門家システムを中心とした抽象的システムに対する信頼を近代社会の支持基盤として重要視することは、ギデンズにおいて、近代的システムが未来志向的で再帰的 (reflexive) な営為を通じて拡大していく過程として近代化 (modernization) が理解されているということと深く関連している<sup>21</sup>。むしろ、近代社会や近代的諸制度についてのそのような特徴付けを前提としてのみ、それとの関係での抽象的システムに対する信頼の重要性が語られ得ると言っても大過ないであろう。確かに、ルーマンとの対比で述べるならば、両者とも人格的な信頼とシステムに対する信頼とを区別し、現代の複雑化した社会においてはシステムに対する信頼が非常に重要な機能を果たしていると考えている点では、相通する部分がある。ただし、議論の文脈や信頼に関する概念理解における差異についても十分に留意する必要がある、とりわけ後者の点に関しては、ギデンズにおいては、抽象的かつ観念的な状況下

<sup>14</sup> Anthony Giddens, *The Consequence of Modernity*, 1990 (アンソニー・ギデンズ〔松尾精文=小幡正敏訳〕『近代とはいかなる時代か? : モダニティの帰結』〔而立書房・1993年〕)。

<sup>15</sup> ギデンズ・前掲注(14)48頁以下。

<sup>16</sup> ギデンズ・前掲注(14)50頁。

<sup>17</sup> ギデンズ・前掲注(14)111頁以下。

<sup>18</sup> ギデンズ・前掲注(14)112頁。

<sup>19</sup> ギデンズ・前掲注(14)107頁。なお、この点につき、千葉・前掲注(1)212頁を参照のこと。

<sup>20</sup> ギデンズ・前掲注(14)107頁。

<sup>21</sup> この点については、Ulrich Beck/Anthony Giddens/Scott Lash, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, 1994 (ウルリッヒ・ベック=アンソニー・ギデンズ=スコット・ラッシュ〔松尾精文=小幡正敏=叶堂隆三訳〕『再帰的近代化: 近現代における政治、伝統、美的原理』〔而立書房・1997年〕)を参照のこと。

においてかつ十分な情報が欠けている中で形成される確信として信頼が特徴付けられるのに対し<sup>22</sup>、ルーマンにおいては、信頼が過去の事象から論理的に帰結されるものではないとされつつも、信頼が生じるためにはある程度の過去の経験や知識が必要となるとされている<sup>23</sup>、という興味深いニュアンスの差異が認められる。

さて、このようにルーマンやギデンズによって信頼についての社会学的分析の成果が示される一方、より近時には、生物学、人類学、心理学などにおける分析手法を応用した学際的研究の成果が次々と現れるようになってきている。以下では、そのような信頼に関する近時の学際的研究の動向につき、さらに検討を進めることにする。

### 3. 信頼に関する学際的研究の一動向 The Russell Sage Foundation Series on Trust

前節において見たように、これまで信頼というテーマは、専ら社会学の中でのマージナルな研究対象であるに過ぎず、ルーマンやギデンズといった例外を除けば、この問題についての包括的な検討がなされるのは比較的稀であった。しかし、そのような状況は、信頼に関する学際的なアプローチが試みられるようになるにつれ、急激に変化する。そのような近時の信頼研究の状況を象徴的に示しているのが、ラッセル・セージ財団 (Russell Sage Foundation) の研究助成による信頼に関する一連の研究成果である。その研究成果については、Russell Sage Foundation Series on Trustというシリーズにおいて1998年以降次々と出版がなされており、現在のところ第6巻までが刊行済みとなっている。その内容について極々簡単に概観すると、論文集として、市民の政府に対する信頼の問題を中心に検討を行う第1巻<sup>24</sup>、社会的コンテキストにおける信頼の問題に関する検討を行う第2巻<sup>25</sup>、コミットメント行動の実態や発達条件などについて心理学・人類学・経済学等の観点から検討を加える第3巻<sup>26</sup>、信頼と互酬性 (reciprocity) をめぐる問題について検討を行う第6巻<sup>27</sup>、また単行本としては、「カプセル入りの自己利益」として信頼を概念化しつつ検討を行うハーディンによる第4巻<sup>28</sup>、刑事手続のような権威的な法作用における手続的正義とそれを通じた法への自発的服従に関する心理学的分析を行うタイラー=フオによる第5巻<sup>29</sup>となっている。これらの一連の研究において注目されるのは、その執筆陣の専門分野の多様性である。心理学、社会学、経済学、政治学、生物学、人類学など、多種多様な専門分野に属する研究者たちによって、信頼という共通の研究課題についての文字通り学際的な検討が行われているのである。また、分析手法としても、実験データを基にした実証的な分析から純理論的な分析に至るまで、多岐にわたっている。惜しむらくは、1冊の論文集の中であってさえ、そのような多様性を一つに束ねるような共通のテ

<sup>22</sup> ギデンズ・前掲注(14)49頁。

<sup>23</sup> ルーマン・前掲注(5)33頁。

<sup>24</sup> Valerie Braithwaite/Margaret Levi (eds.), *Trust and Governance*, (Russell Sage Foundation Series on Trust, v.1), 1998.

<sup>25</sup> Karen S. Cook (ed.), *Trust in Society*, (Russell Sage Foundation Series on Trust, v.2), 2001.

<sup>26</sup> Randolph M. Nesse (ed.), *Evolution and the Capacity for Commitment*, (Russell Sage Foundation Series on Trust, v.3), 2001.

<sup>27</sup> Elinor Ostrom/James Walker (eds.), *Trust and Reciprocity: Interdisciplinary Lessons from Experimental Research*, (Russell Sage Foundation Series on Trust, v.6), 2003.

<sup>28</sup> Russel Hardin, *Trust and Trustworthiness*, (Russell Sage Foundation, Series on Trust, v.4), 2002.

<sup>29</sup> Tom R. Tyler/Yuen J. Huo, *Trust in the Law: Encouraging Public Cooperation with the Police and the Courts*, (Russell Sage Foundation Series on Trust, v.5), 2002.

ーゼが見出され難く、信頼の概念理解に限っても、それを合理的計算の帰結と見るかどうか等の点について根本的な対立が解決されないまま残されていることである。もっとも、少なくともこれらの共同研究を通じてそのような問題点や対立点がより明確化されるようになったことは確かであり、それだけでも示唆に富む研究成果が示されたものと評価されるべきであろう。

本稿では、ラッセル・セージ財団の研究助成による信頼に関するこれらの一連の研究成果の全てを紹介・検討することはできないが、そのうち特にハーディンの手になる第4巻と、信頼と互酬性に関する学際的研究に関する第6巻とを取り上げて検討を行うことにする。その理由は、前者は合理的選択の結果として信頼を理解する代表的な論者であるハーディンの見解について知る上での最良の検討素材であり、また後者においては信頼研究に関してどのような理論枠組や分析ツールが用いられるべきかについての方法論上の問題が強く意識されている点が非常に示唆に富むためである。

### 3 - 1 . 信頼と互酬性に関する共同研究 (ラッセル・セージ財団シリーズ・第6巻)

この論文集のテーマは、信頼と互酬性に関する諸問題についてである。互酬性とは、相互に利益を与え合う行為の性質を意味するものであり、主として生物学や人類学における研究対象とされてきたテーマである。

#### 3 - 1 - 1 . オストロムによる限定合理的な行動モデル

信頼と互酬性に関するこの論文集の問題関心について知る上で重要となる論文としては、まず、この論文集の編者の一人であるオストロム (Ostrom) による綱領的論文「信頼、互酬性、および評判をつなぐ行動理論に向けて」<sup>30</sup>を挙げるべきであろう。この論文において目指されているのは、いわゆるホブズ問題の現代的解釈としての「社会的ディレンマに諸個人はいかにして対処し得るか」という問いに対する解答とそれを導く方法を模索することであり<sup>31</sup>、またその問題意識はこの論文集の結章においても繰り返し述べられているところでもある<sup>32</sup>。オストロムは、この問いに対して囚人のディレンマに関する1回限りのあるいは有限回繰り返しの非協力ゲーム理論によって示された解答は「他者との取り決めを実現するためには、外部的な権威による強制に依存せざるを得ない」というものに他ならず、それは「人間の自然状態は、『万人の万人に対する闘争』の状態であり、これを統御する外的メカニズムが必要となる」というホブズの示した解答とほとんど等値であるとした上で、このような解答の不十分さについて、公共財の供給に関する様々な実験結果を引き合いに出しながら次のように主張する。このような解答は、公共財の供給に関する実験データから明らかになるいくつかの帰結と整合しない、というのである。すなわち、公共財の供給に関する(1回限りあるいは有限回繰り返しの)実験においては、

当初は高いレベルで協調が実現される(ただし、そのレベルは常に最適値を下回る)<sup>33</sup>、協調のレベルは、実験が繰り返される回数と反比例して、ナッシュ均衡へ向かって下降していく<sup>34</sup>、 コミュ

<sup>30</sup> Elinor Ostrom, Towards a Behavioral Theory Liking Trust, Reciprocity, and Reputation, in: Ostrom/Walker (eds.), *Trust and Reciprocity*, Ch.2, pp.19-79.

<sup>31</sup> Ostrom, *supra* note 30, p.19.

<sup>32</sup> James Walker/Elinor Ostrom, Conclusion, in: Ostrom/Walker (eds.), *Trust and Reciprocity*, Ch.15, p.381.

<sup>33</sup> ナッシュ均衡によって帰結される予測からすれば、協調行動が採られる可能性は一貫してゼロとなるはずである (Ostrom, *supra* note 30, p.27)。

<sup>34</sup> 理論上は、協調のレベルの下降割合はナッシュ均衡である非協力戦略についてプレイヤーが学習するのに要する時間を表現するものとの予測されていた (Ostrom, *supra* note 30, p.28)。

コミュニケーションの存在は、ほとんど全ての種類の社会的ディレンマに関する実験において協調を促進している<sup>35</sup>、繰り返しの社会的ディレンマの状況下では、諸個人は、ナッシュ均衡のモデルに従った予測を行ってはいない、有限回繰り返しの公共財供給実験における逆向き推論法のモデルによる予測からは、実証上明らかになる行動傾向（実験の開始段階ではある程度の協調が行われる；コミュニケーションが行われれば協調が促進される；コミュニケーションが行われなければ、最終回において裏切りがなされる傾向が強くなる）は説明され得ない、基本となる社会的ディレンマにおける帰結を改善するための制度的仕組みを提供することに関わる「二次的な社会的ディレンマ」が諸個人により解決されている、というような公共財供給の実験から得られるいくつかの帰結は、プレイヤーの合理性を前提とするこれまでのゲーム理論からは十分に説明され得ない、というわけである<sup>36</sup>。ここでは以上の主張の基礎となっている数々の実験の手法や具体的結果などについて個別に検討することはできないが、ここで参照されている様々な研究者による数多くの実験結果、ここでの実証的認識の基礎はそれほど脆弱なものではないと考えるべきであろう。

以上のような実験結果から導かれる「現実」の姿からの乖離を回避するためには、オストロムは、人間行動が限定合理性の下で互酬性等の諸規範に依拠しつつなされるものと想定しなければならないとし、またそのような行動モデルは、進化ゲーム理論や進化生物学によってもたらされた知見とも整合的であると<sup>37</sup>。進化ゲーム理論とは、進化生物学者であるメイナード・スミスによって開発された分析方法であり<sup>38</sup>、「ある戦略のもたらす均衡状態が、自発的な崩壊に耐え得るというだけでなく何らかの理由による攪乱の後にも同一の均衡に復帰する力（安定性）があるかどうか（ESS〔evolutionary stable strategy; 進化的安定戦略〕であるかどうか）を考察する分析方法」として定式化されるものである。この進化ゲーム理論の展開を背景として、進化的アプローチは、生物学や人類学だけでなく、心理学や経済学などのこれまで進化的アプローチが十分には浸透していなかった学問諸分野へも、その応用が近時盛んに試みられるようになっている。

さて、オストロムが進化ゲーム理論や進化生物学の知見と様々な実験データを参照しつつ描き出そうとする「限定合理性の下で諸規範に依拠しつつなされる行動のモデル」とは、より具体的には、相互行為を通じて、その者が互酬性のような規範に依拠した行動をどの程度行うのかについて学習しようとする、誰が信頼性を有する者であり誰が有さない者なのかを見分けて記憶することを学習しようとする、全体の利得の増大が見込まれる高リスクの相互行為において、（過去の相互行為、社会的来歴に関する情報、視覚的・言語的な手がかりなどから）信頼性の高い互酬的行為者であると期待される相手と協調しようとする、より大きな長期的利益に関する機会を犠牲にして短期的利益を獲得するという誘惑に抗することにより、信頼性が高いという評判を獲得しようとする、過去において裏切りをしたりあるいは互酬的な行動をしなかったりした者を罰しようとする、短期の時間枠ではなく長期に及ぶ時

<sup>35</sup> 理論上の予測は、社会的ディレンマにおける利得状況に関しコミュニケーションの存在は何の変化ももたらさない、というものであった（Ostrom, *supra* note 30, p.29）。

<sup>36</sup> Ostrom, *supra* note 30, pp.27-38.

<sup>37</sup> Ostrom, *supra* note 30, p.38-49.

<sup>38</sup> メイナード・スミスによる進化ゲーム理論に関する先駆的な業績としては、John Maynard Smith, *The Theory of Games and the Evolution of Animal Conflict*, 47 *Journal of Theoretical Biology* 209, (1974); John Maynard Smith, *Evolution and the Theory of Games*, 1982（J・メイナード・スミス〔寺本英＝梯正之訳〕『進化とゲーム理論 闘争の論理』〔産業図書・1985年〕）を参照のこと。

間枠を用いようとする、という行動上の特徴を示すものとされている<sup>39</sup>。ここでオストロムが指摘するいくつかの特徴は相手の過去の行動についての記憶と学習に関するものであるが、確かに、進化が学習と適応・淘汰のプロセスである以上、進化的アプローチにおいて学習というモメントが重要視されるということは見やすい道理である。しかし、こうして描かれた特徴だけ見ると、これが合理的選択理論における行動モデルからはなぜ導き得ないものと考えられているのか、必ずしも判然としない。また、ここで描かれている学習や情報処理に関して高度な能力が必要となるのであれば、結果としても合理的選択理論の前提とする合理的な行動主体のモデルに接近せざるを得ないことになる。しかし、そもそもオストロムが念頭に置いている「限定合理性の下で諸規範に依拠しつつなされる行動のモデル」は、高度の学習・情報処理能力をプレイヤーに期待することとは本質的に相容れないはずである。確かに、そのような学習・情報処理能力を所与の行動仮説として想定することとそれを進化の結果として描き出すことの間には大きな隔たりがあるが<sup>40</sup>、少なくともオストロムがプレイヤーの限定合理性を行動モデルの基礎と考えている以上、ここではそれほど高度の学習・情報処理能力が念頭に置かれていないわけではないと考えるべきであろう。とは言え、合理的選択理論においても、利用可能な情報の範囲等について制約を設けることによって、限定合理性モデルに近い状況を作り出すことは可能であり、進化的アプローチによってしか限定合理性モデルを描き出せないと言えないことについては留意しなければならない<sup>41</sup>。

### 3 - 1 - 2 . 互酬的行為についての進化生物学的分析

オストロムによって示されたこのような行動モデルが前提とする進化生物学の知見とは、具体的にはいかなるものなのであろうか。本論文集において収録されているクルツバン (Kurzban) の論文「互酬性の生物学的基礎」<sup>42</sup>にも言及しつつ、次に、この点に関して検討を行うことにする。

進化の過程においては自然淘汰という契機が介在することが不可欠であるが、この自然淘汰が種のレベルにおいてではなく、個体の遺伝子の表現型を通じて遺伝子レベルにおいて作用するものと一般的に理解されるようになったのは、1960年代以降のことであるとされる<sup>43</sup>。そして、そのように遺伝子レベルにおける自然淘汰の理論化において大きな役割を果たしたのが、ハミルトン (Hamilton) の提唱する「包括適応度 (inclusive fitness)」の概念であった<sup>44</sup>。包括適応度とは、ある個体が何もしないときの適応度を 1 とし、行為者が受ける損失を C、受け手が得る利益を B、両者の血縁度を  $r$  としたときに、

<sup>39</sup> Ostrom, *supra* note 30, p.43-44.

<sup>40</sup> 合理的選択理論において前提とされる主体の合理性と、進化的アプローチにおける自然淘汰の結果として示される「進化的合理性 (evolutionary rationality)」との差異および連続性に関しては、飯田高『法と経済学 の社会規範論』52 頁以下 (2004 年) を参照のこと。

<sup>41</sup> ゲーム理論における合理的選択アプローチと進化的アプローチとが背反するものではなく、相互補完的な関係にあることを強調するものとして、織田輝哉「社会学における進化論的アプローチと合理的選択アプローチ」理論と方法 22 号 137 頁 (1998 年) を参照のこと。

<sup>42</sup> Robert Kurzban, Biological Foundation of Reciprocity, in: Ostrom/Walker (eds.), *Trust and Reciprocity*, Ch.4, pp.105-127.

<sup>43</sup> この点に関しては、長谷川眞理子「行動生態学の展開」佐伯胖=亀田達也編著『進化ゲームとその展開』180 頁 (共立出版・2002 年) を参照のこと。

<sup>44</sup> いわゆるハミルトンの法則である (William D. Hamilton, *The Genetical Evolution of Social Behavior*, *Journal of Theoretical Biology* 7(1), pp.1-52, (1964) )。この点につき、長谷川寿一=長谷川眞理子『進化と人間行動』121 頁以下 (東京大学出版会・2000 年) 沼崎誠「社会的認知と進化心理学」岡隆編『社会的認知研究のパースペクティブ：心と社会のインターフェース』216 頁 (培風館・2004 年) を参照のこと。



$$1 - C + r \cdot B$$

として表現される数値である。ここで血縁度 ( $r$ ) とは、ある 2 個体が共通の祖先に由来する遺伝子 (同祖遺伝子) を共有している確率であり、例えば、子と親の間の血縁度は 0.5、孫と祖父母の間の血縁度は 0.25、両親を同じくする兄弟姉妹の間の血縁度は 0.5 となる。さて、ここで本稿のテーマとの関係で興味深いのは、この包括適応度の概念を用いることによって、血縁者間での利他的・互酬的行動が進化的に選択される条件が示されるという点である。血縁者間でのある行動によって包括適応度が 1 以上となる時、すなわち、

$$- C + r \cdot B > 0$$

となるときには、この行動がなされないときよりも包括適応度が上昇することになるため、この行動は進化的に選択されることになる。このように、血縁者間において利他的・互酬的行動が進化的に選択されることを「血縁淘汰 (kin selection)」と呼ぶ。このようにハミルトンは、同祖遺伝子の共有確率を考慮して測定される包括適応度の変化に着目することにより、遺伝子レベルでの自然淘汰を基礎とした血縁淘汰のメカニズムを明らかにしたのである。

さて、以上がハミルトンによる血縁選択の理論であるが、利他行動がいかにして自然淘汰により選択されるのかに関する進化的説明としては、この他にトリヴァース (Trivers) による互酬的利他行動 (reciprocal altruism) の理論が広く知られている<sup>45</sup>。血縁選択が血縁者間での利他行動についての進化的説明であったのに対し、互酬的利他行動の理論は、非血縁者間での利他行動についてのそれである。すなわち、ある個体が他個体に対し自身の適応度を犠牲にして利他行動をとったとしても、その個体が将来利他行動の相手方から同様の行動を受けるならば、長期的には両者ともに適応度が上昇する、という理論である<sup>46</sup>。この互酬的利他行動の実例としては、チスイコウモリによる血の吐き戻しなどが知られている<sup>47</sup>。チスイコウモリは、体重 50 g 前後の小型の動物であるために代謝の速度が速く、60 時間摂食 (吸血) が途絶えると餓死してしまうのであるが、このチスイコウモリに関しては、吸血に失敗した個体に対し吸血に成功した同じ集団内の他の個体が血を吐き戻して与えるという行動が、しばしば観察される。このチスイコウモリの行動に関しては、吐き戻した個体にとっての損失 (餓死に至るまでの時間の短縮) よりも血を与えられた個体にとっての利得 (餓死に至るまでの時間の延長) の方が大きく、またその吐き戻しは集団内での相互の個体識別を前提としつつ特定の個体間において行われる、という特徴がある<sup>48</sup>。これらの特徴は、血の吐き戻しによる一時的な損失が将来の応報的な吐き戻しを受けることを通じて填補されているということを示している。このように、最初に利他行動を行う個体においては、後にその相手からの利他行動を受けるまでの間は適応度が低下した状態に置かれるため、相手方からの

<sup>45</sup> Robert L. Trivers, The Evolution of Reciprocal Altruism, Quarterly Review of Biology 46(1), pp.35-57, (1971).

<sup>46</sup> トリヴァースの互酬的利他行動の理論については、長谷川=長谷川・前掲注(44)163 頁以下、沼崎・前掲注(44)217 頁を参照のこと。

<sup>47</sup> 長谷川=長谷川・前掲注(44)165 頁以下。

<sup>48</sup> 長谷川=長谷川・前掲注(44)165 頁以下。

利他行動が将来においてなされることが期待でき結果的に適応度が上昇し得るような場合でなければ、そのような行動が進化的に選択されることにはならない。そのような互酬的利他行動の結果として適応度の上昇が生じるための条件については、特定の個体間の相互行為が長期にわたって継続するような、ある程度の閉鎖性とその個体の属する集団について認められること、互いに個体を識別し、過去の行動を記憶できるだけの認知能力を持っていること、行為者が被る損失よりも利他行動の相手方が受ける利益の方が大きいこと、といった諸条件が指摘されている<sup>49</sup>。そして、本論文集のクルツバン論文においては、以上のトリヴァースの理論やその後の様々な研究成果を踏まえた上で、互酬的利他行動が発生するための条件として、次の4つの条件が挙げられている。すなわち、相互行為において利益が生み出され得るような環境下にあること、ある相手との相互行為が将来において繰り返されること、個体間の識別を可能とし、また他者が過去において利他行動をなしていたかどうかを記憶するのに十分なだけの情報処理能力が存在していること、関わり合いの経緯を考慮要因として他者と関わり合うことができるだけの情報処理上の洗練さと行動上の柔軟が備わっていること、という4つの条件がそれぞれあり、このうち と は環境上の条件、 と は能力上の条件である<sup>50</sup>。さて、ここで興味深いことは、このような発生条件の下で描かれる互酬的利他行動の理論が人間の行動の分析に関してどのような意味を持ち得るのか、またそれが「信頼」をめぐる問題といかに関係するのかである。前者の点に関し、クルツバンは、人類の進化の過程においてこのような互酬的利他行動の諸条件が充足されていたかという問題について検討を行っており、環境上の条件についても能力上の条件についてもそれが充足されていたことに対し肯定的な見解を示している<sup>51</sup>。他方、後者の点に関しては、本論文集の共通テーマではあるものの、クルツバン自身はほとんど何も語っていない。しかし、この後者の問題を考えずして、人間行動における互酬性の意義を明らかにすることはできない。以下に述べるように、互酬性は、協調行動を導くためのいくつかのメカニズムのうちの一つに過ぎず、そして現代の人類社会においては、互酬性の原理が機能し得ないような場面において協調行動を導くメカニズムの重要性は看過し得ないものだからである。

### 3 - 1 - 3 . 互酬性と信頼の関係

既に概観したように、利他行動に関する生物学上の説明としては、血縁選択や互酬的利他行動といった理論による説明がなされている。しかし、人間行動との関係での利他的・互酬的行動のメカニズムを考える場合、以上の理論はその利他的・互酬的行動の限られた部分を説明するものでしかない。それは、いずれの理論も、血縁者間や同一集団内の個体間といったような閉鎖的な関係を前提とする利他的・互酬的行動を説明するものでしかないからである。人間における協調行動は以上よりもさらに広いコンテクストにおいて観察され得るものであり、とりわけ社会心理学者の山岸俊男による一連の「信頼」研究<sup>52</sup>は、このような閉鎖的な関係を越えて行われる協調行動の意義とメカニズムの探求に向けられているのである。

山岸の信頼理論における基本的なテーゼは、「集団主義社会は、安心を生み出すが信頼を破壊する」と

<sup>49</sup> 長谷川=長谷川・前掲注(44)164頁。

<sup>50</sup> Kurzban, *supra* note (42), pp.111-113.

<sup>51</sup> Kurzban, *supra* note (42), pp.115-117.

<sup>52</sup> 山岸による信頼研究としては、アンケート調査による実証分析などを含めて数多くの論稿が存在するが、特に、山岸の信頼理論の全体構造を明らかにするものとして、山岸・前掲注(4)および山岸俊男『安心社会から信頼社会へ：日本型システムの行方』(中央公論社・1999年)が重要である。

いうものである。ここでは、信頼 (trust) と安心 (assurance) という2つの概念の区別が前提となっており、信頼とは、「相手が自分を搾取する意図をもっていないという期待の中で、相手の人格や相手が自分に対してもつ感情についての評価にもとづく部分」であり、安心とは、「相手が自分を搾取する意図をもっていないという期待の中で、相手の自己利益の評価に根差した部分」であるとされている<sup>53</sup>。ここでは、相手の行動選択に影響を与えるインセンティブ構造が明らかでない場合、すなわち社会的不確実性が存在する場合において機能する概念として信頼が位置付けられている点が重要である。安心が社会的不確実性の存在しない状況についての認知であるのに対し、信頼は社会的不確実性の存在を前提とし、社会的不確実性がおよそ存在しない状況下では信頼は必要とされない。その意味で、山岸における「信頼」とは、社会的不確実性が高い場合においてもなお相手方の協調行動を期待するという社会的リスクの引受行為であると理解することができる。このように信頼と安心を定式化した上で、山岸は、現代社会のように機会コスト (別の相手と取引をすれば得られたであろう利益と現在の利益との差) の大きい社会的コンテクストにあっては、安心を生み出す一方で信頼を破壊してしまうような集団主義的な社会構造ではなく、既存の閉鎖的関係の枠を超えた新たな関係形成を可能にするためのメカニズムである「信頼」の形成を促進するような社会構造こそが重要となる、と主張する。

さて、この山岸の信頼理論を前述の互酬性に関する議論と比較すると、生物学上の互酬性に関する議論の対象はもっぱら閉鎖的な関係における利他的・互酬的行動に限られているのに対し、山岸においては、協調行動を可能にするためのメカニズムとして、閉鎖的で社会的不確実性の低い関係における「安心」だけでなく、その関係を越える相手方との不確実性の高い関係における「信頼」もが存在し、そしてこの意味での信頼こそが現代社会においてより大きな重要性を持つ、とされている点が興味深い。この信頼の概念を後者の意味に限定すべきかどうかは別として、このような閉鎖的関係を越える相手との関係が信頼の機能する場面の中に含まれ得るということは、従来の信頼研究においてもしばしば指摘されてきたことであり、少々方向性は異なるが、人格的信頼を超える内容の信頼が存在する旨主張するルーマンやギデンズなどの見解からもそれは明らかである。この点につき、オストロムによる前述の綱領論文において、信頼と互酬性の関係につき、次のような基本構造が仮説として示されている。すなわち、評判や社会的・制度的変数等を基礎として形成される信頼は、協調行動に関し、それを直接に生み出すという側面と、互酬性を基礎付けることを通じて間接的に信頼行動を促進するという側面とを併せ持っている、とされている<sup>54</sup>。互酬性は協調行動を促進するための部分メカニズムに過ぎず、その他の部分メカニズムを構成するとともに互酬性のメカニズムを背後から支えているのが信頼である、というわけである。ここでオストロムが考えているように、社会的ディレンマの克服と協調行動の生成という問題に関しては、生物学における互酬的利他行動の理論等を基礎とした互酬性についての分析だけでは不十分であり、少なくとも、それを補充する信頼のメカニズムに関する分析が必要である。信頼が機能する場面は互酬的利他行動や互酬性が関係するような場面に限定されてはならず、信頼に関する分析は、そのような様々な場面における信頼の機能を分節化しあるいは総体化しつつ行われなければならないのである。また、方法論的観点から言っても、互酬性の分析において有用とされた進化生物学や進化ゲーム理論のアプローチが、信頼の分析に関してどこまでの有用性を保ちうるのかについては、十分な留意が必要である。もっとも、心理学や社会学の文脈でも進化的アプローチの有用性を主張する論稿が数多く出

<sup>53</sup> 信頼と安心の概念上の区別につき、山岸・前掲注(4)37頁以下を参照のこと。

<sup>54</sup> Ostrom, *supra* note 30, p.49-54.

てきていることを考慮すれば<sup>55</sup>、信頼の分析に関しても進化生物学や進化ゲーム理論の視点はなお重要なものとなり得るかも知れない<sup>56</sup>。いずれにせよ、このような方法論的課題をも含めて、信頼に関する学際的研究によってさらなる成果がもたらされることが期待される。

### 3 - 2 . ハーディンの信頼理論

さて、以上において、信頼研究に関するラッセル・セージ財団シリーズの第6巻における信頼と互酬性に関する共同研究につき、オストロムやクルツバンの論文を中心に検討を行ってきた。ここでは、近年精力的に信頼に関する研究論文を公にしている政治学者のハーディンの信頼理論につき、ハーディンによるモノグラフィ『信頼と信頼性』(ラッセル・セージ財団シリーズ・第4巻)<sup>57</sup>を中心に紹介・検討していくことにする。

#### 3 - 2 - 1 . ハーディンにおける信頼概念

まず、ハーディンの信頼理論に関しては、信頼の概念に関して、「カプセル入りの自己利益としての信頼 (trust as encapsulated interest)」<sup>58</sup>という定式が示されていることが注目される。すなわち、ある問題に関し自身にとっての利益が相手方の利益の中に内包されていることに関する確信が、ハーディンにおける「信頼」なのである。ハーディンは、このように信頼が相手の自己利益に基礎を有していると考えた立場<sup>59</sup>を代表する論者であり、またそのように信頼を理解する結果、ハーディンにおいては、利得状況やインセンティブ構造等に関する認識に基づく合理的計算の結果として信頼が特徴付けられることになる<sup>60</sup>。このような相手の自己利益を基礎とした信頼の概念化については、信頼行動に際して行為者がそのような合理的計算を行っているのか、またそもそもそのような合理的計算を行い得るのかといった問題や、合理的計算が尽きた場面における信頼的な行動をどのように理解するのかといった問題などが提起されているが、こういった問題とハーディンの信頼理論との関係については、特に次の点について

<sup>55</sup> そのような進化的アプローチを応用する試みとして、佐伯胖=亀田達也編著『進化ゲームとその展開』(共立出版・2002年)所収の諸論稿を参照されたい。なお、囚人のディレンマ(社会的ディレンマ)の克服という問題に関して進化的アプローチによる分析を試みるものとしては、アクセルロッドによる一連の論稿が重要である。アクセルロッドは、囚人のディレンマの繰り返しゲームの戦略に関するコンピューター・プログラムの選手権を開催し、その結果しつぺ返し戦略(初回は協調戦略を採り、その後は前回に相手が採った戦略を繰り返す)という戦略(この戦略は、自分からは裏切らないという「協調性」、相手方の裏切りには裏切りで応えるという「厳罰性」、裏切った相手であっても相手が協調しようとする場合にはそれまでの経緯を全て忘れて協調するという「寛容性」を示すものである)が、二回の選手権においてともに最高得点をマークしたことを明らかにした。そして、このしつぺ返し戦略のような協調的なアプローチが、社会行動において生じる様々なディレンマを克服しつつ自己の勢力を拡大していく過程を、進化論的アプローチを用いて分析したのが、Robert Axelrod, *The Evolution of Cooperation*, 1984 (R・アクセルロッド〔松田裕之訳〕『つきあい方の科学 バクテリアから国際関係まで』〔ミネルヴァ書房・一九八七年])である。このアクセルロッドによる囚人のディレンマ・ゲームに関する研究については、「アクセルロッド・パラダイムの展開」と題する特集(理論と研究13号〔1993年〕)における諸論稿を参照のこと。

<sup>56</sup> 山岸による信頼研究においても、進化ゲーム等の進化的アプローチが用いられている(山岸・前掲注(4)153頁以下)。

<sup>57</sup> Hardin, *supra* note (28).

<sup>58</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.3-13.

<sup>59</sup> 山岸は、ハーディンに代表されるような、信頼が相手の自己利益に基礎を有しているという考え方を、「根ざしアプローチ (groundedness approach)」と呼んでいる(山岸・前掲注(4)56頁)。

<sup>60</sup> 合理的選択理論を擁護するハーディンの論稿として、Russell Hardin, *The Normative Core of Rational Choice Theory*, in: Uskali Mäki (ed.), *The Economic World View: Studies in the Ontology of Economics*, 2001, pp.57-74 がある。

触れておかなければならないであろう。それは、ハーディンが信頼の关系的側面 ( relational aspect ) と呼んでいる問題についてである。

ハーディンの信頼概念を機械的に適用すると、例えば、車が高速道路において正面衝突を避けるために正しい車線を走るという場合にも、信頼が機能しているということになるようにも見える。すなわち、相手が正しい車線を走るということは、自分との衝突を避けるという意味で相手にとっても利益になる行為であるから、相手が正しい車線を走るということを信じて私も正しい車線を走る、という状況においては、確かに相手の自己利益としての信頼が介在しているように考えられるからである。しかし、ハーディンにおいては、このようにある問題に関して我々が単に同一の利益を有しているに過ぎない場合については、カプセル入りの自己利益としての信頼の条件は満たされない、とされている<sup>61</sup>。その理由についてハーディンは、カプセル入りの自己利益としての信頼においては、信頼者と被信頼者の間に単に両立可能な利益が存在しているというだけでなく、被信頼者が信頼者との継続的な関係性に価値を見出しているが故に( そのような意味での )両立可能な利益を有していることが必要である、と述べている<sup>62</sup>。ハーディンの意味での「信頼」においては、その行動における両立可能な利益についての単なる予測を超える要素が含まれていなければならないのであり、そしてその要素とは、「被信頼者における自己利益が信頼者との継続的な関係性に関連したものであること」に他ならないのである。ハーディンは、このような形で关系的利益のみを信頼の基礎となる利益と考えるにつき、単なる諸個人の集合体についてではなく社会について考察をしようとするときには継続的な関係性に着目することが有意義であること、関係性の中から生じる動機付けは社会的相互行為について理解する上での最も重要な要素であることなどの理由を挙げている<sup>63</sup>。社会的相互行為や社会それ自体のメカニズムについての分析は、社会構成員相互の間に広がる継続的な関係を考慮に入れることなくしては、その実を挙げることができない、というわけである。このような社会や社会的相互行為に関するこのような見方は、社会学の文脈では、デュルケムによる古典的研究等に言及するまでもなく比較的広く受け入れられているものと考えられる。ハーディン自身も、繰り返しの相互行為をその内容とする継続的な関係性についての研究は、社会学における核心的部分の一つであるとしている<sup>64</sup>。その上で、ハーディンは、近時の多くの実証的研究およびそれを基礎とした理論的分析に関し、そこでは主体による行為選択における关系的要素が看過されており、そしてそれは信頼に関する研究においても例外ではない、と批判する<sup>65</sup>。特に、信頼に関する実証的な研究においては、一定のリスクを引き受けつつ未知の者との間での協調行動に着手しようとする行動傾向に関する洞察がその帰結として導かれることが多いが<sup>66</sup>、そこでは、信頼に基づくものと考えられている現実の行動が一般的には关系的な考慮によって説明されるものであること、すなわち信頼とは关系的なものであることが見落とされており、信頼の关系的側面を重視する「カプセル入りの自己利益としての信頼」に関する分析にとっては何ら益するところがないとする<sup>67</sup>。このように、ハーディンにおいて信頼と

<sup>61</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.4-5.

<sup>62</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.4-5.

<sup>63</sup> Hardin, *supra* note (28), p.198.

<sup>64</sup> Hardin, *supra* note (28), p.198.

<sup>65</sup> Hardin, *supra* note (28), p.26, 198-199.

<sup>66</sup> 山岸の信頼理論は、社会的に不確実性下でのリスク引受行為として信頼行動を理解している点においても、またそのような理解の基礎に実証分析を据えている点においても、まさにここでのハーディンの批判対象の典型例であると言えよう。

<sup>67</sup> Hardin, *supra* note (28), p.26.

は継続的な関係性と密接に結びついた概念であり、またその点においてこそ、信頼の基礎となり得る利益やインセンティブとはいかなるものであるのかが明らかとなり、信頼が単なる利得計算に基づく行動予測を超える社会的意味を獲得する契機が存在するものと理解されているのである。

このような特徴を有するハーディンにおける信頼概念と、継続的な関係性やそれに基礎付けられた諸利益を前提としないむしろ、そのような考慮を超えた場面において機能するものとして信頼を理解する信頼概念とを比較し、そのいずれが信頼の分析にとって有意義なものであるのかという問いに答えることは、容易になし得ることではなくまた本稿の目的とするところでもない。ただし、見落としはならないのは、両者の見解は、信頼が関係的な考慮によって基礎付けられたものであるのか、それともそのような利得計算を超えたものであるのかという点において対立しているように見えるが、それら2種類の「信頼」がともに協調行動の源泉となり得ることまでもが否定されているわけではない、という点である。つまり、両者の見解の対立の実質は、2種類の「信頼」のうちのいずれが現実の社会において重要なものであるのか、また社会や社会的相互行為の分析に際して重視されるべきものであるのかという点に見出されなければならない。そうであるならば、差し当たりここでは、信頼に関してはそのような2種類の異なった側面が存在し、従来の議論では概念理解における対立は孕みつつもそれらの側面それぞれについて分析が深められてきたのだ、ということを確認しておけば十分であろう。

ただし、ハーディンの分析にのみ向けられるべき批判ではなかろうが、ハーディンの信頼理論においては、信頼に関する他のさらなる側面、すなわちルーマンやギデنزにおいてシステムに対する信頼と呼ばれていた信頼の一側面について十分な分析が行われてはいない、という問題点を指摘しなければならない<sup>68</sup>。この点を如実に示していると考えられるのは、政府に対する市民の信頼という問題に関するハーディンの分析である。ハーディンは、政府に対する市民の信頼について論じる際に、まず、政府や組織に対する信頼を、市民と現実 접촉する者との間での信頼によって置換可能なものと考え、その具体的な相手に「カプセル入りの自己利益」が見出され政府や組織の信頼性が認識されることになるのかという点を問題とする。その上で、市民は多くの場合において政府が信頼性を有しているかどうかを判断できるだけの情報と能力とを有してはいないとし、市民の政府に対する信頼の存在に否定的な立場を示している<sup>69</sup>。しかし、政府や組織、ひいては制度に対する信頼を、具体的に立ち現れる相手との間での信頼の問題に還元できるかどうかは、システムに対する信頼を人格的な信頼とは対照的な性質において理解していたルーマンやギデنزの見解を考慮すれば、なお慎重な検討を要する問題であるというべきであろう。またその検討の具体的帰結として、市民の政府に対する信頼は必ずしも必要的なものではなく、積極的に不信 (distrust) の対象としていなければ十分であるとされている点についても、諸個人の関係性を基礎とした「カプセル入りの自己利益」としての信頼には包含されないような信頼の他の側面、すなわち制度やシステムに対する信頼の本質を十分に把握し切れていない結果に過ぎないのではないか、

<sup>68</sup> なお、ハーディンがそのモノグラフィーにおいて信頼の概念に関する分析を展開する第1章 (Hardin, *supra* note (28), p.1-27) の元となった論文には、「人格に対する信頼、制度に対する信頼」という表題が付され、人格に対する信頼と制度に対する信頼の対比という視点からの一定の分析が示されていた (Russell Hardin, *Trusting Persons, Trusting Institutions*, in: Richard J. Zeckhauser (ed.), *Strategy and Choice*, 1991, pp.185-209)。しかし、人格に対する信頼と制度に対する信頼をとともに相手方の自己利益に関する評価として連続的に捉えているという点では何ら異なるところはなく、また、モノグラフィーにおいてはどのように連続的に捉えつつも両者を対比するという視点すらより後景へと退いている。

<sup>69</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.151-172.

との疑念を払拭し得ない。政府やその他のシステムとの関係において「カプセル入りの自己利益」としての信頼が機能しているとは考えられないとしても、そこにおいて何らかの考慮に基づいて将来的なリスクを引き受ける協調行動の源泉としての「信頼」がおよそ存在していないとまでは言い得ないであろう。

以上のハーディンの信頼の概念に関する検討を踏まえて語り得ることは、次の2点である。第1点として、信頼における様々な側面（相手の自己利益に基礎付けられた信頼、利得計算を超えた社会的不確実性下での信頼、システムに対する信頼など）の存在をまずは承認した上で、それらをそれぞれ分節化して分析を行うことが必要である、ということである。第2点として、それらの諸側面のうちのいずれが信頼における本質的特性であるのかを考えるためには、それらの信頼の諸側面がそれぞれ現代社会において果たしている機能と意義について明らかにし、それらについての評価と分析を背後から支える社会理論が模索されなければならない、ということである。そして、先の互酬性と信頼に関する議論をも踏まえるならば、信頼概念の内部を分節化する一方で、互酬性や評判といった信頼と関連する諸概念との関係についても十分な検討が必要となるが、その点で注目されるのが、信頼性 (trustworthiness) の概念に関するハーディンの分析である。これに関しては、以下、項を改めてさらに検討する。

### 3 - 2 - 2 . 信頼性に関するハーディンの分析

まず、信頼に関する研究における「信頼性」とは、一般に、信頼に応えようとする性質を意味するものとされている<sup>70</sup>。信頼が信頼する者の側の問題であるのに対し、信頼性は信頼される者の側の問題である、と特徴付けることもできる<sup>71</sup>。ハーディンにおいても、行うであろうと信頼されることを実際に行おうとする動機を備えていることによって信頼性が基礎付けられるとされており<sup>72</sup>、先のような信頼性の概念に関する一般的理解とそれほど異なるところはない。もっとも、これまでの信頼に関する研究においては、信頼と信頼性の区別自体が十分に浸透していなかったこともあって、この信頼性の概念が信頼から区別されて正面から検討の対象となることは極めて稀であった。この点につき山岸は、経済学者や政治学者、社会学者などの社会学者による信頼に関する議論においては信頼と信頼性の区別がほとんどなされておらず、例えば、社会資本 (social capital) としての信頼について扱う社会学者が実際に扱っているのは、信頼する側の性質としての信頼ではなく信頼される側の性質としての信頼性の問題である、と述べている<sup>73</sup>。また、ハーディンは、信頼に関するウィリアムズ<sup>74</sup>、マッキーン<sup>75</sup>、バーバー<sup>76</sup>、ルーマン<sup>77</sup>などの諸論稿において扱われている主題のうちのいくつか (例えば、信頼を生成・促進させるためのメカニズムを探求することなど) は、実際には信頼性に関するものであったとする<sup>78</sup>。このように、

<sup>70</sup> 山岸における「信頼に値する行動をとる傾向性」(山岸・前掲注(4)48頁)という信頼性の定義も、これに類するものである。

<sup>71</sup> この点につき、山岸・前掲注(4)49頁を参照のこと。

<sup>72</sup> Hardin, *supra* note (28), p.28.

<sup>73</sup> 山岸・前掲注(4)49頁。

<sup>74</sup> Bernard Williams, *Formal Structures and Social Reality*, in: Diego Gambetta (ed.), *Trust: Making and Breaking Cooperative Relations*, 1998.

<sup>75</sup> Roland N. McKean, *Economics of Trust, Altruism, and Corporate Responsibility*, in: Edmund S. Phelps (ed.), *Altruism, Morality, and Economic Theory*, 1975.

<sup>76</sup> Barber, *supra* note (4).

<sup>77</sup> Luhmann, *supra* note (5); Niklas Luhmann, *Familiarity, Confidence, Trust: Problems and Alternatives*, in: Diego Gambetta (ed.), *Trust: Making and Breaking Cooperative Relations*, 1998.

<sup>78</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.29-30.

信頼性という問題対象自体は、未だ十分に成熟したものであるとは 少なくとも現状においては言い難い状況にある。しかし、信頼の概念を洗練させまた信頼のメカニズムを多面的に分析していく上で、信頼の問題とは区別して信頼性それ自体を検討の対象とすることの意義は過小に評価されてはならない。とりわけ、規範や法が信頼に関してどう関係するのかという問題について考えようとするならば、むしろこの信頼性の機能にこそ着目する必要があると言うべきであり、またそのことは、信頼性に関するハーディンの議論を参照することによりさらに明確なものとなる。

信頼性に関するハーディンの分析は、もっぱら信頼性の源泉についての考察によって構成されている。まず、ハーディンは、信頼性の源泉に関する3つのレベルを区別する。すなわち、内的動機付け、外的動機付け、混合的動機付けの3つである。内的動機付けに基づく信頼性とは、例えばその信頼行動に関する自己利益の存在によって基礎付けられる信頼性であり、またそのような自己利益は、信頼性に関する内的動機付けにおける最も重要なものである<sup>79</sup>。カプセル入りの自己利益としての信頼は、自己利益の存在を内的動機付けとして生み出される信頼性に関する評価によって主として基礎付けられる、と表現することもできよう。その意味で、この内的動機付けに基づく信頼性は、カプセル入りの自己利益としての信頼を支える信頼性の中であって中心的な機能を果たすものである。次に、外的動機付けに基づく信頼性であるが、その外的動機付けを生み出す主たるものは、社会によって提供される様々な制約 (constraints) である。そのような制約としては、家族や友人などの密接な関係内部における制約、慣習によって支えられた社会的制約、法や他の諸制度等によるより広範な制度的制約といったものが挙げられている<sup>80</sup>。ここで興味深いのは、このような制約を制度的に生み出すことによって、信頼と信頼性の欠如により協調行動が動機付けられ得ないような場合の多くにおいて、カプセル入りの自己利益に基づく信頼や信頼性のメカニズムについての模倣と代替が実現されると考えられている点である<sup>81</sup>。自己利益の評価によって信頼性や信頼が基礎付けられ得ないような場合においても、様々な社会的制度によって提供される外的なインセンティブが代替的な信頼性の源泉となり、結果として協調行動が実現されるようになる、というわけである。カプセル入りの自己利益に基づくインセンティブを代替するものとは言い、ここで社会的諸制度が信頼性の源泉として位置付けられていることは非常に興味深い。法は、まさにこのような形で信頼性に関与することを通じて、信頼と間接的に結びつくことになるのである。もっとも、ハーディンは、法などを通じての制度的なコントロールが非常に強力かつ直接的に信頼性に作用し得るとしながらも いやむしろ、そのように強力な作用を及ぼし得るからこそ、現実の法が信頼性の形成のみにではなくその破壊にも関与しているということを指摘している<sup>82</sup>。そこでは、専門家に対する法的規制や契約法においてそのような困難性が存在しているとされているが、しかしながらその一方で、契約法は、諸個人の関係形成に関する制度的なコントロールとしては、他の制度と比較してより望ましいものとして理解されている。重要なことは、そのような法制度の強力かつ直接的な作用の功罪を十分に理解した上で、信頼性の適切な源泉となり得るような形で法制度を創設し運用することにある、というわけである。最後に、混合的動機付けに基づく信頼性であるが、これは内的動機付けと外的動機付けとが融合した性質を有するものである。その具体例は、法などの制度によって支えられて

<sup>79</sup> Hardin, *supra* note (28), p.52.

<sup>80</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.40-48.

<sup>81</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.52-53.

<sup>82</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.47, 52-53.



いない規範 ( norms )、すなわち社会規範である。すなわち、ハーディンよれば、社会規範は、道德觀念と関連した内的動機付けとしての側面と、外的に利益を基礎付けるという意味での外的動機付けとしての側面を有しているとされる<sup>83</sup>。ただし、そのように社会規範が外的動機付けとしての側面を持ち得るとしても、ハーディンにおいては、社会規範や道德觀念の状態を意図的に操作することは困難であると考えられている以上<sup>84</sup>、少なくとも何らかの規制手段として社会規範を利用することについては、規範の内面化が一定程度行われることを考慮したとしても、そのような規制手段としての利用は一般的には困難であると理解されざるを得ないであろう。また、信頼性を基礎付ける一般的な社会規範は弱い形でしか存在しておらず、社会における信頼のメカニズムの広がりの説明するに際して、社会規範によって信頼性が基礎付けられていると主張することは十分な論拠とはなり得ないとされている<sup>85</sup>。社会規範一般に関しその生成メカニズムや機能などについてハーディンがどのように理解しているのかについては十分には明らかにされてはいないものの<sup>86</sup>、少なくとも信頼性を基礎付けるものとしての社会規範については、社会的実在としてもまた制度的構築物としても、それにつきやや懐疑的な見解が示されていると言うことができよう。

### 3 - 2 - 3 . 信頼および信頼性と法の関係

以上において、信頼性に関するハーディンの分析について概観してきたが、信頼性や信頼に対する権威的なコントロールの可能性という問題を考えた場合には、信頼性に関する外的動機付けにおける社会的諸制度、とりわけ法の機能に関するハーディンの議論が特に注目される。すなわち、信頼性に関する外的動機付けを提供することを通じて、法などの社会的諸制度が ( 模倣的な ) 信頼関係の形成を間接的に促進し得る、というのがハーディンの示した仮説である。これまでも、信頼と法の関係についてはしばしば論じられてきたが<sup>87</sup>、信頼性という概念を軸として法の機能について議論がなされることはほとんどなかったと言ってよい。確かに、ハーディンにより示されている分析は理論的な緻密さや十分な実証性を備えるものとは言えないが、そこにおいて信頼と法の関係を考える上での興味深い視点が提供されていることは看過されるべきではない。さらに、社会規範との関係についても、社会規範が信頼性に関する外的動機付けという側面を含んでいることを考慮するならば、法による社会規範の取り込みという

<sup>83</sup> Hardin, *supra* note (28), pp.48-52.

<sup>84</sup> Hardin, *supra* note (28), p.53.

<sup>85</sup> Hardin, *supra* note (28), p.48.

<sup>86</sup> 社会規範の生成をめぐる問題に関するハーディンの見解を知る上では、ウルマン・マーガリットの著書『規範の発生』(Edna Ullmann-Margalit, *The Emergence of Norms*, 1977)に関するハーディンの書評(Russell Hardin, *The Emergence of Norms*, *Ethics* 90-4, (1980), pp.575-587)が一応参考となり得る。しかし、ここからは、囚人のディレンマゲームにおける規範、調整ゲームにおける規範、不平等ゲーム(調整ゲームにおいて複数のナッシュ均衡の間で両者の利得構造に不均衡が生じる場合、すなわち、あるプレイヤーにとってより望ましいナッシュ均衡が、相手方プレイヤーにとってより望ましいナッシュ均衡と一致しない場合)における規範、という3つに規範を分類しつつそれぞれにつき分析するというウルマン・マーガリットの視点を有意義なものとして評価するという以上の内容、例えば規範の発生に関する自身の構想などを読み取ることは出来ない。

<sup>87</sup> 信頼と法の関係についての従来の議論については、森田果「『信頼』と法」『落合誠一先生還暦記念・商事法への提言』951頁(2004年)を参照のこと。なお、ここでは、法が人々の信頼する性を促進し得るか、あるいは法が社会規範を強化することにより信頼関係の形成を促進し得るかといった問題についての検討が行われているが、いずれについても否定的な見方が示されている(森田・前掲注(87)968頁以下)。ただし、それまで何らの関係も存在していなかった当事者間に新たに信頼を生み出すという場面では、法が機能する可能性が十分にあり得るとされている(森田・前掲注(87)978頁)。

しばしば見られる現象についても、社会規範における信頼性の外的動機付けという側面の強化として理解することもできるのではないか。信頼性の源泉という意味において法と社会規範とは連続性があり、そして法はそれ自体によってまた社会規範を法に取り込むことによって、信頼性の形成や促進のための強力な手段となり得るのではないか。もちろん、社会規範が法に取り込まれることによって生じる影響には様々なものがあり、信頼性との関係だけ見ても、そのように外的動機付けとしての側面を強化することによってどのようにその機能を変質させることになるのかなど、検討すべき問題は多い。法や社会規範と信頼をめぐる問題について、信頼性という視点からの検討が今後さらに深められることが期待される。

#### 4．おわりに

本稿では、信頼に関する研究につき、ルーマンやギデンズによる理論社会学からのアプローチを皮切りに、近時の学際的な信頼研究プロジェクトの成果として、信頼と互酬性に関する共同研究やハーディンの信頼研究などを取り上げつつ、検討を行ってきた。もっとも、本稿における程度の分析の質と量では、現在の信頼研究の全体像を明らかにすることなどはおよそ期待し得るはずもない。しかしながら、信頼という問題に関し、分析方法の点でいかに学際的で多面的なアプローチが試みられてきたか、またその分析に際して互酬性や信頼性という関連概念についても考察することによって、あるいは信頼の内部を様々な分節化することによっていかに興味深い視点を引き出してきたのかといった点については、多少なりとも伝えられたのではないかと考えている。信頼研究を参照することから得られる芳醇な示唆のうちの幾許かでも伝えることができているならば、幸いである。